

# 横浜市立市場小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月 4日

改定日 令和 6 年3月18日

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ・いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（国の基本方針・横浜市いじめ防止基本方針と同様の解釈）

### ・いじめを防止するための基本的な方向性

いじめは、「まちで輝く市場の子」「生命を大切にし、人には思いやりの気持ちを持ち、集団の中で自分を創り出せる子どもを育てていきます」という教育目標の実現のための健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。そこで、国の基本方針および横浜市いじめ防止基本方針にのっとり、本校では、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性があるもっとも身近で深刻な人権侵害であることを念頭に置き、（1）いじめの未然防止、（2）早期発見・早期対応、（3）適切な対処・措置の3つの視点から具体的な取組を推進していきます。

（1） 創立150年の歴史の中で培われた学校風土、地域との関係を大切にします。自己有用感の醸成を大切にした授業改善や学級経営を行います。学校生活全体を通して適切な人間関係の確立を目指します。児童会組織を活用し、子ども自らにいじめについて考えさせ、「いじめをしない、させない、ゆるさない」子ども社会の実現に努めます。

（2） 校長のリーダーシップのもと、児童支援専任を中心として、いじめをさせない、見逃さない、ゆるさない体制を組織的に作ります。全職員でいじめ防止や人権意識を高めます。

（3） 様々な機会を活用し、児童、保護者とのよりよい信頼関係づくり、連携した対応に努めます。関係機関との定期的な連絡を含め、情報交換や支援要請を積極的に行います。

### ・学校いじめ防止基本方針の目的

市場小学校基本方針は上記の方向性の具現化により、いじめの問題への対策を、学校関係者すべてがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら市場小学校および市場小学校の子どもが住む地域全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等によって、学校全体で子どもの健全育成を図り学校教育目標の実現とともにいじめのない社会を目指すことを目的とします。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

いじめ防止基本方針の目的を達成するために「いじめ防止対策委員会」を設置し、全職員の協働と、関係機関との連携を図ります。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を要請します。

### ・組織の構成

「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次の者としします。

常任構成として、学校長、副校長、児童支援専任、児童指導部代表。さらに事案等の状況により、関係する教職員を加えます。

また、校長は必要に応じて、保護者の代表としてPTA会長・副会長、関係機関の職員、外部の専門家の参加を要請します。

#### ・委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」は、原則として月1回以上、定期的開催します。なお、いじめの疑いがある段階で、直ちに委員会を開催します。

校長等の責任者は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

#### ・組織の役割、活動内容

「いじめ防止対策委員会」は、いじめの未然防止、早期発見・事案対処・取組の検証において、担任や一部の教職員で抱え込むことなく学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核の役割を担います。定例としては、年間計画の作成、日常的な実態把握、研修の実施、PDCAサイクルでの取組の検証などを行います。また、いじめ事案発生や重大事態の発生時には、緊急対応として、情報の収集（調査）や記録、対応に関する役割分担の指示、外部機関、専門家との連携窓口を担います。

### 3 いじめ防止及び早期発見・事案対処

#### ・いじめ防止

教科・領域の学習の中でも豊かな心を育成するために授業改善に努めます。

体験活動や学校生活全体を通して思いやりの心、自己有用感を育てます。

人権月間の取組や人権の話聞く活動、道徳の学習を通して自分を振り返る力を高めます。

児童会活動の中で「いじめをしない、させない、ゆるさない」という意識を高める取組が自主的に行えるように支援します。

教職員の児童理解研修や人権研修を行い、教師力を高めます。

「子どもの社会的スキル 横浜プログラム」の活用をします。

#### ・いじめの早期発見

児童支援専任を核として、各担任、担当教諭がいじめに対する感度を高め、日常的に情報共有・点検を行い、積極的に認知します。定期的に行う「生活アンケート（5月・12月・2月）」や「保護者面談（7月・12月）」の中でも、いじめに関する情報収集を行います。情報は複数職員で共有し、対応事案については「いじめ防止対策委員会」に報告します。担任は児童理解に努めるとともに、児童、保護者との良好な関係づくりにも努め、相談しやすい環境を作ります。また、児童支援専任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等の教育相談を充実させます。

#### ・いじめに対する措置

日常的に得られた情報を未然防止に生かし、いじめを認知した場合は児童支援専任を核として、担任・学年職員等、複数の職員で対応します。いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行います。児童指導が難しいと予想される場合、また、加害、被害の状況上、配慮が必要となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が核となり、迅速かつ組織的に対応します。被

害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援は適切かつ継続的に行います。いじめの認知時に重大な状況、または犯罪性が予想される場合やそれらが認められる場合は、警察や関連機関への相談、支援要請等を行います。

・いじめの解消

いじめが解消している状態とは、

- いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
- いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

の条件を満たしていることとします。そのために、当該児童や関係児童の見守り及び相談を行うとともに、保護者との連携を行います。

・教職員等への研修

児童理解研修やいじめ防止、対応に向けた研修など、教職員の資質・能力を高めるために校内研修を実施します。また、教育委員会が主催する児童理解および児童指導関係の研修にも積極的に参加します。

・PTAおよび市場小学校を創る会、支援する会、地域との連携

いじめ防止の取組の概要は、個人情報等を配慮したうえで、年度初めと年度末にPTA役員会、市場小学校を創る会、支援する会で報告し、意見をいただきます。また、「いじめ防止対策委員会」で扱ったいじめ事案の対応はプライバシーの保護、人権的な配慮の上、必要に応じてPTA会長、副会長に報告します。各自治会で行われている地区懇談会において、子どもの様子を積極的に意見交換し、情報を得ます。

・取組の年間計画

月	内 容
四 月 ～ 七 月	年間計画確認 児童会（横浜子ども会議）指導（計画・取組） 申し送りの確認 職員研修（いじめの定義の確認等） 児童指導部からの確認（スタンダード）スクールカウンセラー等の紹介 家庭訪問 生活アンケート①の実施（いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談） YPアセスメント①の実施 二者面談 サイバー・ネット防犯教室 地区懇談会 SOS の出し方プログラムの実施 横浜子ども会議
八 月 ～ 十二 月	児童理解研修 YPアセスメント②の実施 生活アンケート②の実施（いじめ解決一斉キャンペーン） 人権月間（12月）取組 個人面談
一 月 ～ 三 月	児童会指導（振り返り） 生活アンケート③の実施 申し送りの作成 取組の振り返り
年 間	児童の実態把握 いじめ防止対策委員会（月1回、随時）

## 4 重大事態への対処

### ・重大事態の定義

いじめ防止対策推進法28条第1項においては、いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされています。

### ・重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会に報告します。また、調査において明らかになった事実についても同教育委員会に報告します。

### ・重大事態の調査

学校は、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に資するため、「いじめ防止対応委員会」が中核となり、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、横浜市教育委員会の指示がある場合には、その指示のもと進めていきます。

### ・児童、保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供します。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います。必要がある場合は、いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。

## 6 その他

「横浜市立市場小学校いじめ防止対策基本方針」は、その内容についてPTA役員会、市場小学校を創る会等において意見をいただく機会を設けます。また、必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表します。